

香川県報



号 外

平成 15 年

10月17日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

条 例

- 香川県恩給条例及び香川県財政調整基金条例の一部を改正する条例
（政策課、職員課） 三
- 香川県税条例の一部を改正する条例
（税 務 課） 七
- 香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
（行政企画課） 七
- 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例
（みどり整備課） 一〇
- 香川県食肉衛生検査所条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（生活衛生課） 一一
- 香川県都市公園条例の一部を改正する条例
（にぎわい創出課） 一一
- 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例
（農業経営課） 一三
- 香川県飼料検定条例の一部を改正する条例
（畜 産 課） 一四
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
（公安委員会） 一四
- 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
（水道局） 一五

本号で公布された条例のあらまし

香川県恩給条例及び香川県財政調整基金条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十五号）

1 日本郵政公社法施行法の施行に伴い、恩給条例の請求書の発信の証明についての規定等を改めるとともに、財政調整基金条例の一般財源の額の規定を

改めることとした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県税条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十六号）

1 地方税法の一部改正により、県民税に配当割及び株式等譲渡所得割が創設されたこと、法人の事業税に外形標準課税が導入されたこと並びに自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 一部の改正規定は公布の日、一部の改正規定は平成十六年一月一日、その他の規定は同年四月一日から施行することとした。

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十七号）

1 国家公務員退職手当法の一部改正により退職手当の官民較差を解消するためその支給水準の引下げが行われた国家公務員との権衡等を考慮するとともに、雇用保険法の一部改正により多様な就業形態による早期就業を促進するための就業促進手当が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成十六年一月一日から、一部の規定は同年十月一日から施行することとした。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十八号）

1 林業改善資金助成法の一部改正に伴い、林業改善資金特別会計の設置を定めた規定について、引用する法律の題名、資金の内容及び特別会計の名称を改めることとした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県食肉衛生検査所条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正

する条例(平成十五年香川県条例第四十九号)

- 1 と畜場法の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び条項を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川都市公園条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十号)

- 1 瀬戸大橋記念公園の有料公園施設として運動施設である球技場及びターゲット・バードゴルフ場を加え、その使用料の額を定めることとした。
- 2 ターゲット・バードゴルフ場に関する規定は平成十五年十一月一日から、球技場に関する規定は平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十一号)

- 1 肥料取締法の一部改正に伴い、引用条項を改めるとともに、肥料登録手数料及び肥料登録更新手数料について、申請に係る手数料を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県飼料検定条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十二号)

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正に伴い、県が行う検定に関する引用条項を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十三号)

- 1 香川県土庄警察署と香川県内海警察署、香川県丸亀警察署と香川県多度津警察署をそれぞれ統合し、香川県小豆警察署及び香川県丸亀警察署を設置するため、その名称、位置及び管轄区域を定めることとした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十四号)

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、退職手当の支給に関し引用条項を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

条 例

香川県恩給条例及び香川県財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十五号

香川県恩給条例及び香川県財政調整基金条例の一部を改正する条例

(香川県恩給条例の一部改正)

第一条 香川県恩給条例(昭和十九年香川県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「妨がいの止んだ」を「妨害のやんだ」に改め、同条第三項中「通信官署の公証」

を「日本郵政公社による証明」に改める。

(香川県財政調整基金条例の一部改正)

第二条 香川県財政調整基金条例(昭和三十九年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「消費護手税」を削り、「及び」を「、日本郵政公社有資産所在都道府

県納付金及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十六号

香川県条例の一部を改正する条例

香川県条例(昭和十九年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(徴収猶予の申請)」に改め、同条第一項中「徴収の猶予」を「徴収猶予」

に、「事由を証明すべき」を「理由を証明するに足る」に改め、同項第二号中「年度、事業年度」を

「徴収猶予を受けようとする県税に係る年度、事業年度、計算期間」に改め、同項第三号中「事由

を「理由」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第十六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 徴収猶予を受けようとする税額及びその期間

第十六条第二項中「(法第十五条の五第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「申請を

を「徴収猶予の期間の延長の申請を」に、「に猶予期間」を「に徴収猶予の期間」に、「事由を証明

すべき」を「理由を証明するに足る」に、「これを」を「その徴収猶予を受けている期間の末日まで

に」に改め、同項第二号中「年度、事業年度」を「徴収猶予を受けている県税に係る年度、事業年度、

計算期間」に改め、同項第三号中「猶予期間」を「徴収猶予の期間」に、「事由」を「理由」に改め、

同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第十六条第二項第二号の次に次の二号を加える。

三 徴収猶予を受けている税額及びその期間

四 徴収猶予の期間の延長を受けようとする税額及びその期間

第一章第一節中第四十条の三の次に次の二条を加える。

(配当割の特別徴収義務者の指定)

第四十条の四 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあつては、その支払を取り扱う者)とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第四十条の五 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法(昭和二十二年法律第十六号)第三十七条の十第二項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

第四十一条の見出し中「又は個人」を削り、同条第一項中「第七十二条の十四第一項ただし書に」を「第七十二条の二十三第一項ただし書に」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人」及び「又は個人」を削り、「法第七十二条の十四第一項ただし書又は第七十二条の十七第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、「又は総収入金額及び必要経費」を削る。

第四十二条を次のように改める。

(法人の事業税の税率)

第四十二条 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条の二第二項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区

分し、当該区分に於ける同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の十一

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に於ける同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の七・五

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に於ける同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の八・四
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の十一

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五を乗じて得た金額とする。

4 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次の掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六を乗じて得た金額

ニ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額

二 特別法人 次の掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・五を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五を乗じて得た金額

三 その他の法人 次の掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 法第七十二条の二十八の二第一項の規定による事業税の徴収猶予の申請をする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際、併せて知事提出しなければならない。

一 申請者の住所及び名称

（法人の事業税の徴収猶予の申請）

二 徴収猶予を受けようとする事業税に係る事業年度及び事業税額
 三 徴収猶予を受けようとする税額及びその期間
 四 徴収猶予を必要とする理由
 五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 法第七十二条の三十八の二第五項の規定による徴収猶予の期間の延長の申請をする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予の期間の延長を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、その徴収猶予を受けている期間の末日までに知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び名称
 二 徴収猶予を受けている事業税に係る事業年度及び事業税額
 三 徴収猶予を受けている税額及びその期間
 四 徴収猶予の期間の延長を受けようとする税額及びその期間
 五 徴収猶予の期間の延長を必要とする理由
 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 第一項の規定は法第七十二条の三十八の二第六項の規定による事業税の徴収猶予の申請について、前項の規定は同条第七項において準用する同条第五項の規定による徴収猶予の期間の延長の申請について準用する。

(個人の課税標準の区分経理の義務)

第四十二条の三 法第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、その個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつてその個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分を他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率)

第四十二条の四 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額
 二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四を乗じて得た金額
 三 第三種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額
 四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三を乗じて得た金額

第九十八条の二中「香川県証紙条例」の下に「(昭和三十九年香川県条例第十一号)を加える。附則第二十四項中「第四十二条第一号中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号及び第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の七・五」と、「百分の十一」とあるのは「百分の六・六」と、「同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「第四十一条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七」

・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、「同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、「同条第三項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、「同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、「同号ニ中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、「同項第一号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「同項第三号中」に改める。

附則第二十七項に次の一号を加える。

三 平成五年三月三十一日（フソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車において、平成三年三月三十一日）までに新重新規登録を受けた自動車（前一号の規定の適用を受ける自動車を除く。）を「当該自動車」が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで附則第二十八項中「次の」を「当該自動車」が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで間に新重新規登録を受けた場合にあつては平成十六年度分の自動車税に限り、次の」に改める。

附則

（施行期日）

一 この条例中第十六条及び第九十八条の一の改正規定は公布の日から、第二章第一節中第四十条の三の次に二条を加える改正規定は平成十六年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の第四十一条及び附則第二十四項の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）で当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後であるものによる清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算日以後のものによる清算所得に対する事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。中の事業年度に係る法人の事業税及び同日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の計算期間に係る法人の事業税並びに同日以前の解散による清算所得に対する事業税及び同日以後の解散で当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日前であるものによる清算所得に対する事業税）については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 改正後の附則第二十七項及び第二十八項の規定は、平成十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十七号

香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（香川県職員退職手当条例の一部改正）

第一条 香川県職員退職手当条例（昭和十九年香川県条例第三十八号）の一部を次のように改正す

る。

第五条第四項中「第二十條の三第二項」を「第二十條の五第一項」に改める。
第八条第一項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第二項」に改め、同条第十一項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、第三号の二を削り、第四号を次のように改め

る。
四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六條の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第八条第十三項中「又は第三号の二」を削り、同条第十六項中「本条」を「この条」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十條の三」を「第十條の四」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六條の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
二 雇用保険法第五十六條の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされ

る日数に相当する日数
附則第二十一項中「又は」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の」を加える。
附則第二十二項中「第四条の六の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第二十三項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。
附則第二十五項中「旧日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」に、「事業団」を「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）」を「旧事業団」に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）」を「旧事業団」に、「引き続き旧公団」を「引き続き公団」を「引き続き旧公団」に、「事業団」を「旧事業団」に、「及び公団」を「及び旧公団」に、「事業団又は公団」を「旧事業団又は旧公団」に改める。

（香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）
第二条 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和四十八年香川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第五項若しくは第六項」を「附則第四項若しくは第五項」に、「附則第五項又は第六項」を「附則第四項又は第五項」に改め、「第四条の六並びに」を削り、「百分の百十」

を「百分の百四」に改める。

附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第七項中「第四条の三及び第四条の六」を「及び第四条の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第一条中香川県職員退職手当条例附則第二十二項及び第二十三項の改正規定、第二条の規定並びに附則第十項及び第十一項の規定 平成十六年一月一日
- 1 附則第十二項の規定 平成十六年十月一日

(失業者の退職手当の支給に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係る第一条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)第八条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第五項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例例第八条第十一項第四号及び第十四項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第一条の規定による改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第八条第十一項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例例第八条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

5 新条例例第八条第十六項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十条の四第二項に規定する職業紹介事業者等に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受け、た者と連帯して新条例例第八条第十六項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

6 附則第二項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間(以下「特定期間」という。)における旧条例例第八条の規定の適用については、同条第二項中「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)第一条の規定による改正前の雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号。以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第二号並びに同条第三項、第五項から第十一項まで、第十五項及び第十六項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第二項及び第三項並びに前項の規定にかかわらず、特定期間に退職した職員のうち旧条例例第八条の規定により失業者の退職手当の支給を受けることができる者のその失業者の退職手当の額は、新条例例第八条の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と附則第二項及び第三項並びに前項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれが多い額とする。

8 特定期間に退職した職員に対して、特定期間に旧条例例第八条の規定により支払われた失業者の退

職手当は、前項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

9 附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が特定期間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）

附則第八条の規定による就業促進手当の支給の例により新条例第八条第十一項第四号に掲げる退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第八条第十一項第三号の二又は第四号の規定により失業者の退職手当の支給を受けることができる者のその失業者の退職手当の額は、その者が新条例第八条第十一項第四号の規定を適用することとなる失業者の退職手当の額より附則第二項、第三項及び第六項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれが多い額とする。

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例に関する経過措置）

10 平成十六年一月一日から同年九月三十日までの間における新条例附則第二十二項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第四条の六の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

11 平成十六年一月一日から同年九月三十日までの間における第二条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第四条の三まで及び」とあるのは「第四条の三まで及び第四条の六並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第四条の三」とあるのは「第四条の三及び第四条の六」とする。

12 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当条例第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第四条の二の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十二項の規定の例により計算して得られる額とする。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県条例第四十八号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和三十九年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（林業・木材産業改善資金特別会計）」に改め、同条中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業生涯高度化資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金」を「林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）」に、「林業改善資金特別会計」を「林業・木材産業改善資金特別会計」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県食肉衛生検査所条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県食肉衛生検査所条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(香川県食肉衛生検査所条例の一部改正)

第一条 香川県食肉衛生検査所条例(昭和五十一年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条第一号中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年香川県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第七条第一項中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十条」を「第十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第五十号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

第一条 香川県都市公園条例(昭和三十九年香川県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表瀬戸大橋記念公園の項中「野外劇場 アリンドーム」を「野外運動

劇場 アリンドーム

施設 ターゲット・バードゴルフ場」に改める。

別表第二第五号イの表香川県総合運動公園の項中「及び瀬戸大橋記念公園の項」を削り、同表香川県立丸亀競技場の項中「この項において」を削り、同表瀬戸大橋記念公園の項中「一万二千五百円」を「一万六千二百円」に、「八百五十円」を「千円」に、

午後五時後の時間において使用する場合は、別規則で定める。

を

運動施設	ターゲッ ト・バ ードゴ ルフ	専用使用の場合	学校等 以外のもの
設 場	ターゲッ ト・バ ードゴ ルフ	学校等	学校等以外のもの
午後	午後	午前	午後
午後	午後	午前	午後
一万八千円	七千二百円	七千二百円	一万八千円
一万八千円	七千二百円	七千二百円	一万八千円

第二条 香川県都市公園条例の一部を次のように改正する。
 別表第一第二号の表瀬戸大橋記念公園の項中「運動施設 ターゲット・バドミントン場」を「運動施設 球技場 ターゲット・バドミントン場」に改める。
 別表第二第五号イの表瀬戸大橋記念公園の項中

改める。	
専用使用でない場合 生徒及び児童	一日 一人午前 一人午後 一人一日 一人午前 一人午後 一人一日 七百五十円
午前九時から午後五時までの間において使用時間を分割して使用する場合は使用料及び午前九時前又は午後五時後の時間において使用する場合はその他規則で定める場合の使用料は、別に規則で定める。	二万七千円 二百円 二百円 三百円 五百円 五百円 七百五十円

運動施設 ターゲッ ト・バド ミントン 場	設 場 ターゲッ ト・バド ミントン 場
専用使用の場合 学校等	一日 午後 午前
七千二百円	七千二百円
一万八千円	一万八千円

運動施設 球技場	基本施設使用料	第一グラウンド又は 第二グラウンドを使 用する場合 アマチュアスポー ツの場合 学校等 の アマチュアスポー ツ以外の場合	一日 午後 午前 一日 午後 午前 一日 午後 午前	千六百元 千六百元 二千四百円 四千円 四千円 六千円 八千円 八千円
-------------	---------	---	--	--

に

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年十月十七日

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則
丸亀市を「丸亀市」に改め、同表香川県多度津警察署の項を削る。
仲多度郡のうち、多度津町
川県小豆警察署に改め、「のうち、内海町」を削り、同表香川県丸亀警察署の項を削る。欄中「
本則の表香川県土庄警察署の項を削り、同表香川県内海警察署の項中「香川県内海警察署」を「香
ように改正する。
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和十九年香川県条例第十七号）の一部を次の
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

香川県条例第五十三号
香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十五年十月十七日

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、公布の日から施行する。
附 則
項後段に改める。
第一条中「第三条第二項」を「第二十六條第一項」に、「第四条第一項後段」を「第二十七條第一
香川県飼料検定条例（昭和五十二年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。
香川県飼料検定条例の一部を改正する条例

香川県条例第五十二号
香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十五年十月十七日

香川県飼料検定条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、公布の日から施行する。
附 則
第一項第七号に改める。
「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条第一項第五号」を「第四条
七号」に改め、同表 手数料の部三百十七の項中「肥料登録更新手数料」を「肥料登録更新申請手
別表第一 第二表 手数料の部三百十六の項中「肥料登録手数料」を「肥料登録申請手数料」に、
香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項
七号」に改め、同表 手数料の部三百十七の項中「肥料登録更新手数料」を「肥料登録更新申請手
別表第一 第二表 手数料の部三百十六の項中「肥料登録手数料」を「肥料登録申請手数料」に、
香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

香川県条例第五十四号

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第二十二條第三項」を「第二十三條第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています